

横浜環状道路対策連絡協議会

会長 比留間 哲生 様

横浜市栄区長 光田 清隆

「8月26日付貴文書に対する回答」について

9月21日付で貴会より提出された標記文書に対して回答するとともに、平成22年3月26日付東京地方裁判所民事部宛での訴状について、平成22年6月28日付文書（栄政第268号）にて述べたことに加え、あらためて区の考え方を補足します。

- 1) 栄区民の多くは南線建設に反対であることは、“栄区まちづくり行動計画検討委員会の議事録を見れば明らかである”ということについて

区が訴状の内容が事実と異なると主張したのは、検討委員会においては、①南線建設を必要と考える意見や、そもそも建設計画を前提とすべき、また、計画を変更すべきという意見があったこと、②明確に反対を表明したのは3名であり、それ以外の委員は南線建設に触れていないという状況であったということです。従って、検討委員会においては、貴会が訴状で主張するような栄区民の多くが建設に反対であるとする根拠にはなりえないと考えます。

- 2) 1) を理由として行動計画原案に“賛否両論がある”という表現をしたということについて

“賛否両論がある”という表現については、検討委員会が開催される以前に公表した“「栄区まちづくり行動計画」素案”から記載しているものであり、これは、それ以前に公表した“「栄区まちづくり行動計画」素案（案）”について、貴会と意見交換を実施した際に”賛否があることを明記すべき“との意見をいただいたことを受けて、区として検討した後、素案より記載したものです。従って、“2回の検討委員会で反対意見が強かったためそのような表現にせざるを得なかった”という貴会の主張は、事実と異なっています。

- 3) “「栄区まちづくり行動計画」原案”に対する意見として多くの反対意見をいただいたこと及び、「原案に対する意見一覧」に掲載された意見および検討委員会の意見の結果は“栄区民の大多数が横浜環状南線の建設に反対していることを示すものである”としていることについて。

計画策定等において区民の皆さんから意見を募集するのは、その計画案に対して、変更や修正すべき点などがあればそれをお伺いしたいという趣旨のものであり、そうしていただくことのできるご意見は、計画策定はもとより、区政運営においても活かしているところです。そのような趣旨において、貴会をはじめとした南線建設への反対意見についても、真摯に受け止めております。

栄区としては、計画策定プロセスにおいていただいた計画の廃止や凍結、縮小などの反対意見を受け止めながら、より多くの区民の皆さんに事業の必要性や現在の進捗、今後の予定などの情報について資料配布や回覧等を行っていくなどにより、継続的な周知、浸透を図り、区民の合意形成を高めていきます。

そして、客観的なデータの把握という視点も入れながら行動していきます。

22年度の栄区区政運営方針に明記した「平成22年度栄区民意調査」は、7月23日から8月9日まで、栄区民3,000人（無作為抽出）を対象に実施しましたが、この調査では、前述の行動視点から、南線建設に関する設問を初めて設定しました。なお、この区民意調査結果につきましては、速報版を11月、最終報告を23年1月に公表する予定です。

以上